**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまから令和６年第１回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより第１回定例会を始めますけれども、最近気温差もあり体調を崩す方も多くなっておりますので、３月定例会、長丁場ですので、皆さん、体調管理には気をつけて出席いただきたいと思います。その中、報告として、経済建設部長がちょっと体調不良ということで、当面回復するまでの間お休みさせていただきますという報告がありましたので、この点はご了承願いたいと思います。

　本定例会は、令和６年度の当初予算も審議する議会であります。本日までに提出された案件は、令和６年度の一般会計予算をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業会計及び土地区画整理事業の予算５件、条例６件、その他３件の合計14件の議案と、報告１件、陳情１件が予定されております。また、追加議案として、後日、令和５年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算が提出されることになっております。したがって、今定例会の会期は、本日から27日までの24日間を予定しております。会期日程及び議案等の取扱いについては、去る２月21日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査、または調査の報告がなされますようお願いいたします。

　あらかじめ、町長をはじめ、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には、特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合には、その理由を明らかにする等、ご留意いただきたいと思います。

　次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願いいたします。

　終わりに、議員各位におかれても、議案審議がスムーズに行われるよう、また、適正妥当な議決に達せられますよう、お願い申し上げ開会の挨拶といたします。

　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番　大城勇太議員、11番　新垣善之議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月27日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

**日程第３．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３.議長諸般の報告を行います。令和５年第４回定例会から今日までの諸般を報告します。事業名、日時、開催場所については日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告します。令和６年南風原町新年宴会及び叙勲受章者祝賀会が１月４日に開催され、地方自治功労者として、令和５年秋の叙勲に前副議長、大城真孝氏、令和５年高齢者叙勲に元町議会議員、新垣孝善氏お二人の受賞報告がございました。次に南部地区市町村議会議長会定例総会が令和６年１月10日に、沖縄県町村議会議長会第53回定期総会が令和６年２月27日にそれぞれ開催され、今回の令和６年度事業計画及び一般会計予算について全会一致で承認されました。

　次に、本日までに受理した令和６年受付分の陳情第１号は、お手元に配付したとおり総務民生常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。内容については、議員各位でご一読くださるようにお願いします。

　次に、南部水道企業団、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、南部広域市町村圏事務組合、南部広域行政組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合等の議会の報告が提出されております。

　また、町監査委員から例月現金出納検査結果の令和５年11月、12月、令和６年１月分の報告書及び令和５年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告書が提出されております。

　また、教育委員会から、令和４年度教育事務点検評価報告書が提出されておりますので、各自お目通しください。以上をもって諸般の報告とします。

**日程第４．町長の町政一般報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。町長に代わりまして町政一般報告を行います。初めに総務部総務課関係について申し上げます。新年を迎えた１月４日に町新年宴会を中央公民館黄金ホールで行い、１部と２部で合わせて371名の参加がありました。２部では、令和５年中に叙勲受章された12名の受章者祝賀会も併せて行い、多くのみなさんがその栄誉を祝福しました。１月24日に日本郵便株式会社沖縄支社様と災害発生時に相互に協力して必要な対応を円滑に遂行することを目的に「災害発生時における南風原町と南風原町内郵便局の協力に関する協定書」及び「災害発生時における南風原町と那覇東郵便局の一時避難場所に関する協定書」を締結しました。町への一般寄附金といたしまして、２月26日に株式会社ＪＰコーポレーション様より寄附がございました。本町の福祉向上等のために活用してまいります。

　次に企画財政課関係について申し上げます。第五次南風原町行政改革大綱（案）及び実施計画（案）を外部委員で構成する南風原町行政改革推進委員会に諮問し、２月26日に答申を受けました。今後、同大綱に基づく具体的な取組を計画的に実施し、町民サービスの更なる向上に努めます。企業版ふるさと納税として、１月26日に株式会社富士建設様より寄附がございました。本町の福祉向上のために活用してまいります。

　次に住民環境課関係について申し上げます。２月19日に廃棄物減量等推進審議会より「第３次南風原町一般廃棄物処理基本計画」について答申を受け、基本計画の改定を行いました。本計画は令和６年度を初年度とし10年間の計画となっており、この計画を基に計画的かつ適正に一般廃棄物の処理を行ってまいります。

　次に民生部こども課関係について申し上げます。１月24日に浦添市内で沖縄県赤十字大会が開催され、南風原町赤十字奉仕団員10名が、赤十字事業の推進に貢献したことにより表彰されました。令和６年４月の入園・入所に向けて、２月末時点の保育所等申込者は2,022名、放課後児童クラブ申込者は1,088名となっております。２月末現在、低所得の子育て世帯に対して、児童１人あたり５万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は602世帯、1,353人分、6,765万円、非課税世帯等へ一世帯あたり７万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は3,830世帯、２億6,810万円の給付を行いました。

　次に保健福祉課関係について申し上げます。１月19日に町内の障がい者福祉事業所等職員を対象に、「障がい者虐待防止研修会」をちむぐくる館ホールで開催し、40名の参加がありました。２月７日に「地域の情報交換会」を初めて開催しました。住民の皆さんが普段何気なくご近所の皆さんと自主的に行っているウォーキングやユンタク等は、お互いを見守り支え合う、地域づくりの根幹であるということを認識する取り組みです。各地域から51名が参加し、実際に行っている事例の発表や表彰、グループワーク等を行いました。２月15日に「令和５年度手話奉仕員養成講座修了式」を行い、６名の方に修了書を授与しました。

　次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。１月23日に南風原町地域公共交通会議を開催し、地域公共交通の現状と課題を踏まえ、新たな公共交通サービスの導入として、ＡＩオンデマンド交通の実証運行の実施について審議され、全会一致により承認されました。２月19日に南風原町生活道路安全対策検討協議会を開催し、津嘉山小学校地区、北丘小学校地区の安全対策について協議され、対策手法及び対策箇所が決定されました。

　次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業では、町道10号線磁気探査委託業務（５－３）を12月21日、町道舗装補修工事を27日、町道10号線道路改良工事（５－１）を１月24日、交通安全施設設置工事（５－１）を２月16日にそれぞれ完了し、町道10号線の用地補償１件及び物件補償１件を１月29日、町道10号線道路改良工事（５－２）を２月28日にそれぞれ契約しました。街路整備事業では、津嘉山中央線２工区の用地補償３件、物件補償７件を１月31日までにそれぞれ契約しました。公園整備事業では、津嘉山公園整備工事（５－２）を12月27日、令和５年度南風原町内公園施設長寿命化計画策定委託業務を２月９日、黄金森公園都市計画変更図書作成業務を20日に完了しました。監視カメラ整備事業では、宮平川監視カメラ整備工事を２月29日に完了しました。

　次に区画下水道課関係について申し上げます。区画整理事業では、道路築造工事４件が２月13日、15日、26日、27日にそれぞれ完了しました。雨水事業では、津嘉山第６雨水幹線工事に伴う磁気探査業務が12月21日に完了しました。汚水事業では、照屋地内（２工区）、喜屋武地内（２工区）調査設計委託業務２件が２月８日、新川地内調査設計委託業務が２月９日、照屋地内（１工区）調査設計委託業務が２月13日にそれぞれ完了、照屋地内（３工区）、調査設計委託業務１件、汚水管布設工事に伴う水道管移設補償２件が２月22日に完了、津嘉山第４汚水幹線工事に伴う磁気探査業務が２月29日にそれぞれ完了しました。また、汚水管布設工事２件が12月26日、２月13日にそれぞれ完了しました。

　次に産業振興課関係について申し上げます。２月23日、愛知県豊田スタジアムでの名古屋グランパス公式戦において、本町と本町特産品のＰＲを行いました。約３万7,000人の観戦者にピッチでは、町長、かすりの女王、はえるんによるＰＲ。また、スタジアム入口では、町商工会による特産品販売や「はえるん」のＳＮＳをフォローしてもらいグッズを配布するなど、継続的な本町ＰＲにつながるイベントを実施しました。

　次に教育部教育総務課関係について申し上げます。「令和４年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教育事務点検評価審議会より２月14日に答申を受け、今議会定例会に報告書を提出していますのでお目通しください。本町育英会への寄附金として、２月７日に有限会社アカミネ様、２月20日に中村惠美子様より町育英会へ寄附がございました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。１月11日に南風原町総合教育会議を行い、「令和６年度一般会計当初予算（教育委員会）に関する意見書」や教育環境等について協議しました。黄金森公園陸上競技場では、１月15日からから２月６日まで、名古屋グランパス春季キャンプが行われました。また、名古屋グランパスの栄養士によるオンライン講座と「レモンラッシー」作りを体験し、児童たちは、選手が苦手だった野菜を克服した話や食事の大切さを楽しく学びました。これまで、名古屋グランパス春季キャンプ期間中に実施してきた連携事業の「継続的な交流と更なる展開」を目的に「キャンプ地包括連携協定」を２月１日に締結いたしました。子どもたちを中心とした人材育成やＰＲ事業などを行ってまいります。黄金森公園野球場では、２月13日から２月22日まで、女子ソフトボールチームＨＯＮＤＡリヴェルタの強化合宿が行われ、期間中には子どもたちを対象にソフトボール教室を開催し、町民との交流を図りました。今後ともスポーツキャンプを誘致するとともに、町民との交流事業を実施してまいります。

　次に学校教育課関係について申し上げます。町立幼稚園、小中学校では１月21日に「教育の日」を中心とした行事で、学力向上推進の一環として「学校公開による授業参観」を開催しました。午後には中央公民館黄金ホールにおいて教育長表彰を行い、家庭学習に取り組んだ児童生徒156名を激励しました。２月21日に中央公民館黄金ホールにおいて町立幼稚園４園研修会成果報告会を開催しました。各幼稚園の園長、教頭、教諭、町立小学校の校長、幼小連携担当教諭の参加の下、各幼稚園で取り組んだ研究成果の発表を行い、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。

　次に生涯学習文化課関係について申し上げます。12月10日に中央公民館黄金ホールにおいて、南風原文化センターの沖縄タイムス賞受賞祝賀・報告会が約100人の出席のもと開催されました。挨拶やこれまでの取組の振り返りが行われ、今後も活動の継承・発展を望む声が上がりました。12月18日に中央公民館研修室において、国際交流事後研修報告会が行われました。ハワイでの本研修であるホームステイやミドルスクール、ハワイ町大会との交流などを通して団員から「研修を通じて得たつながりを大事にしていきたい」などの感想がありました。１月７日に中央公民館黄金ホールにおいて、満20歳を迎えた方々410名を対象に「はたちの集い」が開催され、360名の参加がありました。式辞・祝辞を受け、代表者２名が新成人メッセージとして親への感謝や社会人としての決意を述べたほか、久しぶりの再会で写真撮影や談笑するなど和やかな集いとなりました。１月18日に「はえばる大学」の修了式が行われ、９名の修了者は大学で学んだ感想や自分でできる町づくりについて意見を述べ、今後に活かしていく意欲をのぞかせていました。１月19日に中央公民館黄金ホールにおいて、南風原町地域学校協働本部事業（学校応援隊はえばる）のボランティア懇親会が開催され、地域ボランティアや学校・町関係者150名が参加しました。参加者からは「多くの参加者と交流ができて非常に有意義でした」や「子どもたちのビデオメッセージが励みになった」などの声が挙がっていました。１月28日に社会教育委員会議主催による「ふるさと発見ウォーク」を開催しました。各種団体の共催で町観光協会協力の下、宮城公民館を拠点に宮城地区の史跡等を巡るツアーに親子や職場から２組30名余の参加がありしました。羽衣伝説の紙芝居や創作絵本の読み聞かせ、町女性会の手作りカレーライスの提供もあり、参加者の満足した様子がうかがえました。２月３日、４日に町立中央公民館において、「第44回生涯学習・公民館まつり」を開催しました。３自治会による自治公民館活動実践発表会や舞台発表、また中央公民館サークルによる舞台発表や作品展示等が行われ、今後の活動及びネットワークの充実・発展につなげました。２月26日に町立中央公民館において、地域学校協働本部事業実行委員会を開催し、今年度の取組状況の確認と令和６年度の事業計画について検討を行いました。さらなる事業の充実・発展について各学校長を交え話し合いを行いました。教育寄附金として２月16日に瀬底孝枝様より寄附がございました。文化センター事業や平和教育に活用してまいります。以上を申し上げ、令和６年第１回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。また、お手元に公共工事に関する行政報告をお配りしておりますので、後ほどお目通しください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

**日程第５．町長の施政方針**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　おはようございます。

　令和６年第１回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

　はじめに、元日に発生した令和６年能登半島地震により、亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興を心より願っています。今後も引き続きできる限りの支援を行ってまいります。

　本町においても、予測できない災害から町民皆様の生命・財産を守るため、防災力を強化し、災害対策にしっかりと取り組む所存であります。

　また、昨今の社会情勢をみますと、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等の影響が依然として続いており、町民生活及び地域経済の完全回復には至っていない状況となっています。

　そのため、引き続き町民生活及び地域経済の回復と活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

　私は町長就任以降、未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに、南風原町総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現と、町民皆様と約束した７つの政策を達成するため、議員並びに町民皆様と力を合わせながら、まちづくりに取り組んでおります。

　具体的には、自治体ＤＸの推進による町民サービスの向上や、将来のための土地利用の見直し、これまで進めてきた平和・教育・文化・福祉・子育て支援等についても、町民皆様の声を聞きながら着実に推進しているところです。

　全国的に人口減少・少子高齢化が急速に進展し、今後を見据えた施策が必要になっています。本町においても様々な施策を検討し、今後も南風原町に「住みたい」「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」、そう思っていただけるような魅力あるまちづくりに取り組み、人口を増加させることで「愛・夢・安らぎ」に満ちた賑わいのあるまちを目指します。

　それでは、令和６年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

　ともにつくる黄金南風の平和郷について　総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向け諸施策を展開します。

　その基本理念の「平和」、「自立」、「共生」については、町民平和の日を中心に、「平和」の尊さを願う町民の心を、国内はもとより世界へ向けて発信する平和なまちづくりに取り組みます。また、新たな時代の中で、「自立」した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくり、そして自然との調和、人と人のつながりを大切にした「共生」のまちづくりを目指します。

　みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて　開かれた町政運営を目指し、町広報誌やホームページ、ＳＮＳ等を活用し、迅速で的確な行政情報の発信に努めます。また、まちメールや町政提案箱、行政懇談会の他、各種委員会への女性委員、公募委員の登用、パブリックコメント制度の活用等により、町民から意見をいただく機会を確保し、町民の町政への参画を促すとともに、町民の声が町政に反映されるよう取り組みます。

　きらきらと輝く人が育つまちについて　家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力が発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを、家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

　学校教育では、新たに学校運営協議会を設置し、地域との連携・協働により「地域とともにある学校」への転換をはかります。また、これまで取り組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて、全ての教科の基礎となる「読解力」の強化に取り組み「確かな学力」向上を図ります。町内小中学校のＩＣＴ環境を活用し、わかりやすい授業づくりや子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組みます。更に子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう「医療的ケア看護職員」の配置を行います。

　幼稚園教育、保育の充実については、保育の必要性と幼児教育の重要性を認識したうえで「南風原町立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」の検討や、３歳児の受入れについて具体的に取り組みます。

　学校給食については、児童生徒の健康保持、増進を図り、栄養士による食に関する授業や食育講話を行い、食に関する正しい理解を養います。また、物価高騰における子育て世帯の負担軽減策として、幼稚園・小中学校の給食費を３か月減免します。

　教育施設については、昨年度に引き続き、小中学校体育館のＬＥＤ照明への切り替えを行い、環境改善と温室効果ガスの削減やコスト削減に取り組み、教育環境の充実に努めます。

　生涯学習を推進するため、中央公民館や文化センターを文化活動や学習活動の拠点として、多くの町民の学び・体験・交流ができる機会の拡充を図ります。また、魅力ある図書館を目指し、電子図書や地域資料等の整備充実、地域と学校が連携・協働できるよう地域学校協働本部（学校応援隊はえばる等）の活用を図ります。

　平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のカナダへの派遣を実施します。カナダレスブリッジ市とは、令和５年に友好都市締結20周年を迎えたことから、記念事業を実施し、これまでの交流受入れ等への謝意を伝えるとともに、今後の更なる相互交流に繋げます。

　また、「海外子弟移住者研修生受入事業」を実施し、文化交流を図ります。

　スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプ等を誘致します。また、町民へ広くスポーツ活動の機会を設け、生涯スポーツ及び競技力向上の推進に取り組みます。

　ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて　新型コロナウイルス感染症対策については、今後も取り巻く動向に注視し、引き続き予防対策を推進します。

　また、新型コロナワクチン接種については、令和６年度以降は定期予防接種として実施してまいります。

　令和６年度から令和10年度までの、第３次南風原町地域福祉推進計画による、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指します。

　新たな取組として、がん患者アピアランスケアに対するウィッグ等購入助成事業を実施します。また、骨髄提供者への環境を整備し、骨髄バンクドナー登録を推進するため、骨髄バンクドナー助成事業を実施します。

　子ども・子育て支援については、物価高騰における子育て世帯の負担軽減策として、保育所等に通う３歳から５歳児の給食費を３か月減免します。また、本町独自で実施している、高校卒業年齢までのこども医療費助成の現物給付の継続、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠出産時の経済的支援に取り組んでまいります。

　町内保育所等に就職した保育士へ10万円を給付する就職一時金等を継続し、保育士確保に努めます。放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブは、津嘉山小学校区の受入れ定員を増やします。また、新たに放課後児童クラブにおける児童の入退所管理等の事務を支援するシステムを導入します。

　子どもの貧困対策等については、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、居場所の設置や若年妊産婦の支援を継続します。

　障がい者（児）・高齢者支援については、障がい者支援における新たな取組として、重度障がい者等の就労機会の拡大や、社会参加の促進を目的とした、重度障害者等就労支援特別事業を実施します。

　また、福祉サービスの充実と権利擁護を含む相談支援体制の強化、地域包括ケアシステムの更なる発展を図り、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが地域の一員として、互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

　町民の健康づくりについては、特定健診の受診率向上に努め、生活習慣病予防に重点を置いた保健活動を強化してまいります。また、一括交付金を活用した学童期における生活習慣病予防健診を継続します。

　国民健康保険事業の運営については、平成30年度の都道府県単位化以降も国保特別会計の赤字が続いており、令和６年度も厳しい国保財政の状況が続くと想定されます。引き続き給付と負担のバランスについて検討を行いながら、沖縄県国民健康保険運営方針に示された市町村の役割をしっかりと担い、県と連携し安定的な運営に向けた取組を推進します。

　工夫と連携で産業が躍動するまちについて　農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。かぼちゃの増産支援のためのミツバチ巣箱設置、農業経営の安定を図る農作物被害防止事業補助金などを実施し、農業経営基盤強化に努めます。

　また、町農業委員会の農地利用最適化推進委員、農業関係団体と連携した耕作放棄地や遊休農地の解消、農地の確保・集積を行うとともに、新規畑人支援事業補助金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組みます。

　基幹作物であるサトウキビの振興については、病害虫対策、種苗配布や収穫機械利用経費に対する補助等による生産振興を図ります。

　畜産振興については、経営の安定化を図るため、引き続き畜産公害・環境保全対策事業による支援を行うとともに、子牛のブランド化を推進する和牛改良支援事業、家畜伝染病予防事業を活用した支援に取り組みます。

　商工振興については、商品展開力強化支援事業により特産品のブラッシュアップ、販路開拓を町商工会と連携し取り組みます。また、町内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援し、本町への新たな企業立地の促進・支援を強化、雇用拡大を推進します。

　雇用促進については、女性の活躍を推進するため、デジタル教育と就労まで一貫した支援を行う、地域女性活躍推進事業を実施します。

　伝統工芸産業振興については、振興計画に基づく「後継者育成事業」等を実施し、琉球絣・南風原花織の新規従事者の養成と若者の感性を活かした後継者を育成します。また、各種イベントでのＰＲ活動等、琉球絣事業協同組合と連携して取り組みます。

　観光振興については、町観光協会と連携して観光施策の推進・振興に努めます。また、観光大使の情報発信力を活用、はえるんの県外イベントへの出演等で本町のＰＲ活動を促進します。

　みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて　都市化や生活スタイルの多様化が進むなか、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。

　防災体制の強化については、地域防災計画に基づき、町で実施する総合防災訓練の他、各字・自治会の自主防災組織の結成及び活動を支援するとともに、地域・学校等における避難訓練等を推進し、町民皆様の防災意識の向上に努めます。また、災害時の対応については、防災行政無線の再整備による機能強化を図り、町民に対し適切かつ迅速な情報発信に努めます。

　道路事業については、引き続き町道10号線の整備を行います。また、町道16号線の交差点改良及び町道143号線の実施設計を行います。

　街路事業については、引き続き津嘉山中央線（２工区）の整備を行います。

　公園事業については、引き続き津嘉山公園の整備を進め、黄金森公園においては、町民体育館の建設に向け用地取得とＰＦＩアドバイザリー業務委託を行います。また、公園施設長寿命化計画に基づき、実施設計および改築工事を行います。

　河川関係については、引き続き安里又川の浚渫工事を実施します。

　津嘉山北土地区画整理事業については、那覇市仲井真側の本部公園線の造成工事及び物件補償を中心に事業を進めます。

　下水道事業の汚水整備については、引き続き津嘉山北土地区画整理事業区域内、ＪＡ津嘉山支店付近の集落地内と照屋地内の津嘉山第２汚水幹線工事を重点地区として整備し、地方創生汚水処理施設整備事業で本部・喜屋武・照屋３地内の整備も進めます。また、下水道接続の普及活動を強化します。雨水整備では、引き続き照屋地内、大名地内の整備を行います。

　農業集落排水事業については、神里地区汚水処理施設の老朽化に伴う再整備事業の採択に向け業務を進め、各世帯の接続の普及活動についても促進します。

　土地利用関係では、引き続き、南風原南インターチェンジ周辺の照屋地区の区画整理組合設立に向けて、地権者の支援と、津嘉山地区の事業化検討を行います。交通計画については、総合交通戦略の展開方針に基づき、生活道路、通学路における安全対策に取り組みます。

　また、地域公共交通の利便性向上を図るため、高齢者や子どもなど移動困難者の支援として、乗合による効率性と予約による利便性を備えた、オンデマンド交通の実証運行に向けて取り組みます。

　環境と共生する美しく住みよいまちについて　住み良い住環境と循環型社会の実現に向け、町民やＮＰＯ、企業・事業所等と連携し、ごみの減量化と資源化・再利用を促進します。令和５年度に策定した｢第３次南風原町一般廃棄物処理基本計画｣に基づき、様々な施策を継続して実施しながら、｢南風原町災害廃棄物処理計画｣の策定に向け取り組んでまいります。

　ごみの不法投棄等については、巡回パトロールを強化し、立て看板等の設置や関係機関と連携し対策に取り組みます。

　次世代を担う子どもたちへの環境教育の一環として、ＳＤＧｓの取組や「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座、学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ります。

　町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めます。

　健全な行財政運営について　令和５年度に策定した「第五次南風原町行政改革大綱」の「協働によるまちづくりの推進」「組織力の強化と人材育成」「健全で持続可能な行財政経営の推進」の３つの基本方針を柱に「行政改革大綱実施計画」に定めた具体的な取組事項を推進し、行政サービスの更なる向上に努めます。

　また、南風原町ＤＸ推進計画を策定し、行政手続きの更なる利便性の向上や業務の効率化を図るなど、自治体ＤＸを推進します。

　引き続き社会情勢等の状況の変化に柔軟に対応しながら、健全で持続可能な財政運営に努めます。

　予算編成について　令和６年度当初予算は、これまで申し上げた施策に重点を置くとともに、第五次南風原町総合計画後期基本計画に掲げたまちづくり目標を推進するため、教育・文化・福祉・子育て支援、都市基盤の整備、産業振興、防災など、幅広い予算編成を行い、一般会計予算総額は175億500万円となっております。

　おわりに　以上、令和６年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べました。

　予算以外の審議案件として議案13件、また、追加議案として数件提出する予定です。議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上をもって町長の施政方針を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10分間休憩します。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時58分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第６．議案第４号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第４号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第４号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第４号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、会計年度任用職員の給与についての規定に勤勉手当を追加するものです。勤勉手当の支給を６月期、12月期それぞれ1.025月とし、期末手当と合算し年間2.45月から4.5月へ増となる改正です。また、現行より改正後の期末手当、勤勉手当、合計の支給月について、下記の表のとおり記載しておりますので、お目通しお願いいたします。以上が議案第４号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第４号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第７．議案第５号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第５号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第５号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第５号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、育児休業をしている会計年度任用職員が、勤勉手当支給基準日以前の勤勉手当算定期間内に勤務をした実績がある場合には勤勉手当を支給するための改正となります。なお、勤務期間が６か月は100分の100、５か月以上６か月未満は100分の80、３か月以上５か月未満は100分の60、３か月未満は100分の30となります。以上が議案第５号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第５号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第８．議案第６号　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第６号　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第６号　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第６号　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例について概要を説明します。本条例は町の自治体ＤＸ推進に関し、様々な角度から提言等をもらうため、町の附属機関として設置するものです。第１条では、審議会の設置目的について規定しております。第２条では、審議会が調査審議する任務について規定しています。第３条から第５条では、審議会委員の人数などの組織、任期、報酬及び費用弁償について規定しています。第６条では、審議会の委員長及び副委員長の設置及びその役割について規定しております。第７条では、審議会の会議の運営方法について規定しています。第８条では、町に対する審議会への資料提供や必要な協力を求めることについて規定しています。第９条、第10条では、審議会の庶務及び委任について規定しています。附則で条例の施行を令和６年４月１日としています。以上が議案第６号　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第６号　南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第９．議案第７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、先ほど議案第６号で提案しました南風原町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進審議会設置条例、南風原町学校運営協議会規則の制定に伴い、委員の報酬等を定める必要があることから、本条例の別表に職名、報酬の額、旅費の額を追加する改正する内容となっております。以上が議案第７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第７号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第10．議案第８号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第８号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第８号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第８号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めた条例の一部を改正するものでございます。それではまず初めに１点目です。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、同法の規定を引用している箇所について、同法の改正により生じた項ずれを反映する改正です。これは第15条になります。次に２点目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に準じ、施設重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用した公衆の閲覧に供しなければならない規定の追加となります。これが第23条になります。次に３点目、運営基準の改正に準じた、読み替え規定、文言の適正化など所要の改正です。これは第35条第３項、第36条、第53条となります。以上が議案第８号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第８号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第11．議案第９号　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．議案第９号　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第９号　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第９号　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例について概要をご説明いたします。まず経緯につきましては、災害対策基本法では、災害の発生に備え、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方の名簿を条例に特別の定めがある場合には、本人の同意が得られないときでも円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難支援の実施に携わる関係団体に提供することができる旨が規定されております。

　本町では、南風原町個人情報保護条例の規定に基づき、平成26年２月に南風原町情報公開及び個人情報保護制度運営審議会へ南風原町社会福祉協議会及び南風原町民生委員児童委員連合会へ本人の同意なしで災害時要支援者名簿を提供することについて諮問し、了承が得られたため、両者へ平常時から名簿を提供しております。しかしながら、個人情報の保護に関する法律が改正され、同条例が廃止されたため、これまでの規定等では両者への名簿情報が提供できません。そこで、今後も引き続き避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、条例での特別の定めとして、「南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定するものです。

　それでは概要説明いたします。第１条では、条例制定の目的、第２条では各用語の定義について規定し、第３条では、名簿情報の提供を受ける際に、名簿の取扱いに関する協定を締結することを規定しております。第４条では、第３条の規定に基づき協定を締結した避難支援等関係者に対して、災害の発生に備え、本人同意を得なくても名簿情報を提供できることを規定しております。第５条から第８条では、名簿情報の提供を受けた者などに対して、避難行動要支援者に係る名簿情報について、漏えい防止のための措置を講ずること、避難支援等のために用いる目的以外に名簿情報を利用したり第三者へ提供してはならないこと、避難行動要支援者に関して知り得たことの守秘義務について規定しております。第９条では、条例施行における委任について規定しております。附則　第１項、この条例は、公布の日から施行いたします。

　第２項では、本町では現在、町社協及び町民生委員連合会と「災害時要支援者貸与名簿の取扱に関する覚書」を交わしており、この覚書は、経過措置として第３条の規定に基づいた名簿情報の取扱いに関する協定とすることを規定しております。第３項では、町社協及び町民生委員連合会に提供している「災害時要支援者貸与名簿」については、経過措置として第４条の規定に基づき提供された名簿情報とすることを規定しております。以上が議案第９号　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第９号　南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第12．議案第12号　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．議案第12号　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第12号　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について、下記のとおり購入売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容については担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは議案第12号　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約について概要を説明いたします。１ページ、記からご覧ください。１、契約の目的　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入事業。２、契約の方法　随意契約。３、契約金額　2,463万2,096円。４、契約の相手方　住所　那覇市港町４丁目６番４号、商号　沖縄県教科書供給株式会社、氏名　代表取締役　仲村広司。

　次に２ページをお願いいたします。事業概要を説明します。件名、令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入事業。場所、南風原町立小学校、記載の町立４小学校となります。期間、令和６年３月４日から令和６年３月31日。購入内容は、教師用の教科書と指導書となります。内訳は４小学校で記載のとおりとなります。お目通しお願いします。冊数で教科書1,624冊、指導書1,998冊、合計で3,622冊となります。金額の内訳として、備品購入費1,627万6,370円、消耗品費835万5,726円、合計で2,463万2,096円となります。

　次に３ページから８ページまでが資料で教師用教科書と教師用指導書の明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上が議案第12号　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約についての内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　１点お聞きしたいことがあります。この指導書の購入に関してなんですけれども、デジタル教科書、そういったものもここに含まれているのか、レンタル代など別途支払っていく必要があるのか、その辺りをお聞きします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。今回はデジタル教科書は含まれておりません。デジタル教科書については、これから審議されます令和６年度の当初予算のほうに含まれてございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　結構かなり高額な購入になるというふうに私は受け止めております。それで伺いたいことがあります。まず、これらの教科書とか指導書は教師用ということですが、教師用は全て購入することになっているのか、それから単価が平均でも6,800円、１万円以上するものが66％というふうになっています。１番高いものは３ページから８ページまでの中でどういうものなのかを教えていただきたい。価格が。これはほかの教育地区でも同様に随意契約にしているのか。それからこの会社は全県でこういう販売をしているのか、これは何年ごとの購入になるんでしょうか。この随意契約はいつから始まっていて、この会社なのか、これまでは違う会社だったのか。それから財源の内訳は全部自前で購入するものなのか。そして中学校はまた別の年にこういう購入がなされるのか。最後に全部とはいわず、一部でも４階に定例会中でも私たちが見たいときに見れるようにしていただけないかなと思うんですが、以上、お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。まず教師用の教科書については、やはり子どもたちに先生方は指導しないといけないですので、先生方については購入してまいります。単価についてなんですが、ちょっと単価について詳細はどれが高いというのは、すみません、今私の手元にないので、そちらは資料として高いものについて後ほどまとめてお渡ししてもよろしいでしょうか。情報提供してまいりたいと思います。よろしくお願いします。随意契約についてなんですが、教科書については国のほうから、きちっと子どもたち、先生たちに行きわたるようにというふうにございますので、沖縄県のほうで教科書を扱える事業者が１事業者、今回私たちのほうが契約した事業者しかございません。それでそちらと私たちは随意契約をしているのですが、その随意契約をしました沖縄教科書供給株式会社というところが販売店とかそういうところを指定してまいるんですが、南風原町の場合、近くにそれを安定して提供できるところがございませんので、直接、教科書供給会社と契約しているところです。多くの市町村が教科書に関しては随意契約をしているところが多いというふうに認識してございます。教科書につきましては、４年に一度の改定になりますので、併せて中学校のほうは、小学校は令和６年度ですので、令和７年度に改定になります。どちらも基本的には４年に一度の改定という形になります。財源の内訳につきましては、こちらは一般財源からという形になります。教科書の展示についてですが、展示できるように対応してまいりたいと思います。ちなみに展示につきましては、教科書の選定の期間、今年度も教科書のほうを展示してございました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございました。この会社が全県的に販売を担当しているということなんですね。教科書の展示は私も以前にちょっと覗いたことがありましたが、あれがその指導書とか教科書だったんですか。私は普通の教科書だと思っていたんだけれども、あれが指導書だったんですかね。もう一度。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。説明不足で申し訳ございませんでした。展示しているのは教科書のみになります。あちらは選定の範囲の様々な事業者の方の教科書が展示されていて、それが採択された後に、そこに決まった教科書の指導書を私たちは購入してまいりますので、指導書について展示はございません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　どうもありがとうございました。どうもこの１社だけで教科書が決まってしまえば、その後は当然そのレールに従ってこういう買い物をするんだと思うんですけれども、それにしても高いなという印象があって、教育委員会、あるいは島尻地区、あるいは全県的においても今後の対応を何とかしていただきたいなと思いはあります。ありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは即決ですので、私も２点質疑させていただきたいと思います。先ほど選定についても触れられましたけれども、４年に１回ということで、これは私の認識では教育事務所管内で選定委員会が行われて、様々な視点で先生方の皆さんがどの教科書がいいかというのを調べていただいていると思うんですけれども、この選定委員会の内容等について、少し把握をしているか伺いたいと思います。

　２点目ですけれども、この選定委員会の中でも議論されている内容の中に、特に沖縄で問題になったのが、歴史認識に関する記述が2007年に、あれは高校教科書でしたけれども、この記述の内容の修正等にめぐって、この記載内容が歴史認識を含めてどうなっているかということがいつも注目されているというふうに理解します。一部の地域では過去にも選定委員会と違った教科書が採択されたとか、そういったこともあったように記憶していますけれども、そういった歴史認識に関わる記述、特に国語、社会、道徳等になると思うんですけれども、この辺りでそういった議論はなされているかについて伺いたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　教科書の選定委員の件ですが、議員から説明がありましたように、委員を選定してその中で様々な角度から議論されます。その中で今回ご質疑のあったそういう認識の部分、それから記載の部分についても議論されております。ただ、今回の選定について差が出るようなことはなかったというふうな理解でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。教科書選定に当たり、私たちの教科書の選定の流れを説明したいと思います。まず教科書につきましては、南風原町教育委員会のほうで教科用図書島尻採択地区協議会へ教育委員会のほうから諮問を行います。その後にこの協議会の中で調査委員が教科書の優先順位をいろいろな教科書を見ながら、先ほど議論される場といかで順位を決定していきます。その中から島尻地区教育長会にて使用する教科書の案が決定されます。それが答申として南風原町教育委員会のほうに来まして、最終的には南風原町教育委員会で決定する流れになっています。今回私たちは案として上がってきたもの、南風原町教育委員会のほうで採択として決定されたという流れになります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　私も2007年、当時はその教科書の記述をめぐって様々な市民団体と一緒に行動を起こしてまいりました。現在も教科書の記述については、高校の歴史教科書では一部記述は回復をしていますけれども、やっぱり小中においても義務教育の中でどういった記述がなされるかというのが非常に重要なことで、子どもたちの歴史認識、そういったところにも関心が寄せられるところだというふうに思いますし、また活動している市民団体の方もいらっしゃいますので、ぜひともその辺りを理解していただいて、その教科書選定の中に歴史認識についての記述、特に注意深く見守っていただきたいなというふうにお願いして終わりたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第12号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第12号　令和６年度小学校教科書改訂に伴う指導書等購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第13．議案第10号　南風原町教育委員会委員の任命について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．議案第10号　南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第10号　南風原町教育委員会委員の任命について　南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記　氏名　仲村渠久司、住所と生年月日は表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮しますので提案いたします。

　次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しいただきまして、ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第10号　南風原町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案について同意することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

**日程第14．議案第11号　固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．議案第11号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第11号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第３項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。記　氏名　大城直哉、住所と生年月日は表記のとおりでございます。提案理由　上記の者は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料しますので提案いたします。

　次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しの上、ご審議をいただきまして議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第11号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

**日程第15．諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について**

**日程第16．諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について**

**日程第17．諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について、日程第16．諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について、日程第17．諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について、この３件を一括議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について　下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。記　氏名　粟森栄子、住所、生年月日は表記のとおりでございます。提案理由　上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案いたします。

　次のページに履歴書を添付してございますので、ご審議の上、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について　下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。記　氏名　川﨑雅人、住所と生年月日は表記のとおりでございます。提案理由　上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案いたします。

　次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しの上、ご審議いただきましてご意見を賜りますようお願いいたします。

　諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について　下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。記　氏名　津波由美、住所と生年月日は表記のとおりでございます。提案理由　上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案いたします。

　次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しいただき、ご審議の上、ご意見を賜りますようお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから諮問第１号から諮問第３号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第１号から諮問第３号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって諮問第１号から諮問第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから諮問第１号から諮問第３号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

　これから諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

　これから諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

**日程第18．報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第18．報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。お手元に令和６年度の事業計画書を配付しております。これはさきの沖縄県町村土地開発公社の理事会で承認された計画書となっております。なお、本町支社におきましては、令和６年度は事業を予定していないことから記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

**日程第19．決議第１号　議員派遣の件について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第19．決議第１号　議員派遣の件についてを議題とします。

　お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣の件の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午前11時47分）